明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（三八）　三

○情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律（三九）　七

〔告　示〕

○家畜共済損害認定準則を定める件の一部を改正する件（農林水産八七〇）　九

○運輸審議会件名表に登載された件（国土交通五四八）　一〇

○道路に関する件（中部地方整備局六三、六四）

〔人事異動〕

内閣　内閣府　金融庁・財務省・農林水産省

〔官庁報告〕

官庁事項

公調委令和三年（フ）第一号沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園）地内の鉱物掘採に係る措置命令に対する取消裁定申請事件の審理（公害等調整委員会公示四）　一〇

国家試験

令和四年度放射線取扱主任者試験の施行について（原子力規制委員会）　一〇

中央労働委員会の労働者を代表する委員の補欠の委員の候補者の推薦（内閣府公告一）　二

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告（国土交通省）　三

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　三

特殊法人等

刑務共済組合定款の一部変更関係　三〇

会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（法律第三八号）

（国土交通省）

1　目的

この法律の目的に、所有者不明土地の管理の適正化を図ることを追加することとした。（第一条関係）

2　基本方針等

㈠　基本方針

国土交通大臣及び法務大臣は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する基本的な方針を定めなければならないこととした。（第三条第一項関係）

㈡　地方公共団体の責務

(1)　市町村は、その区域内における所有者不明土地の利用の円滑化等の的確な実施が図られるよう、この法律に基づく措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。（第五条第二項関係）

(2)　都道府県は、(1)の市町村の責務が十分に果たされるよう、市町村相互間の連絡調整を行うとともに、市町村に対し、市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うよう努めなければならないこととした。（第五条第三項関係）

3　所有者不明土地の利用の円滑化のための特別の措置

㈠　特定所有者不明土地として、所有者不明土地のうち、その利用が困難であり、かつ、引き続き利用されないことが確実であると見込まれる建築物として建築物の損傷、腐食その他の劣化の状況、建築時からの経過年数その他の事情を勘案して政令で定める基準に該当するものが存し、かつ、業務の用その他の特別の用途に供されていない土地を追加することとした。（第二条第二項関係）

㈡　地域福利増進事業の実施のための措置

(1)　地域福利増進事業として、次に掲げる事業であって、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進を図るために行われるものを追加することとした。（第二条第三項第九号及び第一〇号関係）

イ　備蓄倉庫、非常用電気等供給施設その他の施設で災害対策の実施の用に供するものとして政令で定めるものの整備に関する事業

ロ　再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法による再生可能エネルギー発電設備のうち、地域住民その他の者の共同の福祉又は利便の増進に資するものとして政令で定める要件に適合するものの整備に関する事業

(2)　裁定申請書等の縦覧期間を、六月間から二月間に短縮することとした。（第一一条第四項関係）

(3)　都道府県知事は、土地使用権等の取得についての裁定において、補償金の支払の時期を定めなければならないこととした。（第一三条第二項第四号関係）

(4)　土地等使用権の存続期間について、長期にわたる土地の使用を要するものとして政令で定める事業にあっては、二〇年を限度とすることとした。（第一三条第三項関係）

(5)　土地等使用権の取得に係る補償金の額は、近傍類似の土地又は近傍同種の物件の借賃その他の当該補償金の額の算定の基礎となる事項を考慮して定める相当の額から特定所有者不明土地等の管理に要する費用に相当する額を控除して得た額とすることとした。（第一六条第三項関係）

(6)　事業者は、裁定において定められた補償金の支払の時期までに、補償金を供託しなければならないものとし、当該時期までに当該供託をしないときは、当該裁定は、その時以後その効力を失うこととした。（第一七条第一項及び第一八条関係）

(7)　使用権者は、(6)の規定により裁定が失効したときは、使用権設定土地を原状に回復し、これを返還しなければならないこととした。（第二四条関係）